

災害時等における情報収集活動等に関する協定書

久喜市と富士コントロール株式会社は、久喜市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における情報収集活動等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、情報収集活動等の富士コントロール株式会社が協力可能な業務を、安全かつ迅速に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
- （2）仮設トイレの設置に関すること。
- （3）災害時等に使用した避難所の清掃、消毒等の衛生対策に関すること。
- （4）その他、必要と認められる事項。

（協力の要請）

第3条 久喜市は、災害時等において必要があると認める時は、富士コントロール株式会社に対し協力要請をするものとし、富士コントロール株式会社は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、久喜市から富士コントロール株式会社へ文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 富士コントロール株式会社は、前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、通常業務に優先して、速やかに協力を努めるものとする。

（活動報告）

第5条 富士コントロール株式会社は、災害時における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を久喜市に報告するものとする。

- 2 富士コントロール株式会社は前条の規定により情報収集を実施したときは、速やかにその結果を記録した次の各号に掲げるデータを提供すること等により久喜市に報告するものとする。
 - （1）撮影した写真及び映像
 - （2）その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第4条の実施に伴う費用については、久喜市が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の直前における適正な価格を基準とし、久喜市及び富士コントロール株式会社が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 富士コントロール株式会社は、第5条の規定による報告が完了したときは、前条の費用について久喜市に請求するものとする。

2 久喜市は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、当該費用を富士コントロール株式会社に支払うものとする。

(データ等の所有)

第8条 第4条の規定により収集したデータ等については、久喜市の所有物とし、データ等を利用することに対する責任は久喜市が負うものとする。

(禁止事項)

第9条 富士コントロール株式会社は、久喜市の要請に基づき収集したデータ等について、久喜市の許可なしに利用・使用・複製等をしてはならない。

(安全確保)

第10条 富士コントロール株式会社は、第4条の規定により情報収集を行うときは、十分に安全確認を行うものとする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づき実施した業務、又は第14条の規定による防災訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、富士コントロール株式会社の責任において負担するものとする。

(連絡責任者)

第12条 久喜市及び富士コントロール株式会社は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、文書により相手方に連絡しておくものとする。

2 久喜市及び富士コントロール株式会社は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(情報交換)

第13条 久喜市及び富士コントロール株式会社は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(防災訓練への協力)

第14条 富士コントロール株式会社は、久喜市が行う防災訓練等に協力するものとする。
なお、協力の方法は、久喜市及び富士コントロール株式会社が協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第15条 富士コントロール株式会社は、この協定に基づき実施した業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに久喜市及び富士コントロール株式会社いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、久喜市及び富士コントロール株式会社が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、久喜市及び富士コントロール株式会社署名の上、各自1通を保有する。

令和5年7月25日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

埼玉県久喜市栗橋東二丁目14番地14

富士コントロール株式会社

代表取締役